# **表紙　承認**

初動・復旧対応手順書

BCP-02

**第1-0版**

**発行日：2018年4月21日**





作　成

経理・総務

承　認

社　長



**日本のモノづくりを支える「ばねの総合メーカー」**

〒577-0046 大阪府東大阪市西堤本通西1-3-43

TEL 06-6789-5531 FAX　06-6789-5531

E-mail fhk@fusehatsu.co.jp

<http://www.fusehatsu.co.jp/>

# **改訂履歴**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **版数** | **改定年月日** | **項番** | **改定理由** |
| 第1-0版 | 2018/04/21 | 全 | 新規作成制定 |

# **目次**

[**表紙　承認** 1](#_Toc520443951)

[**改訂履歴** 2](#_Toc520443952)

[**目次** 3](#_Toc520443953)

[**目的** 4](#_Toc520443954)

[**１．定義** 4](#_Toc520443955)

[**２．初動対応** 4](#_Toc520443956)

[**２．１　非常招集** 5](#_Toc520443957)

[**２．２　安全確認及び避難** 5](#_Toc520443958)

[**２．３　安否確認** 6](#_Toc520443959)

[**２．４　応急処置及び救護・救助** 8](#_Toc520443960)

[**３．対策本部への報告** 9](#_Toc520443961)

**目的**

本手順書は、フセハツ工業株式会社（以下、「当社」という）が、自然災害やサプライチェーンの途絶などにより重大な損害を被り、事業が中断する事態に陥った場合、従業員が混乱することなく迅速に安全確認や安否確認などを実施し、速やかな事業復旧へ繋げることができる能力を得ることを目的として、従業員がとるべき初動対応に必要な事項を定める。

**１．定義**

　本手順書において、次の用語及び定義を適用する。

（１）就業時間内対応

就業時間内において、BCPが発動した場合に従業員が取るべき対応。

（２）就業時間外対応

就業時間外において、BCPが発動した場合に従業員が取るべき対応。

**２．初動対応**

脅威発生時における初動・復旧対応フローは次の通りとする。（図表1を参照）

安全確認

就業時間内

（）

安否確認

応急処置・救護

非常招集

安全確認

就業時間外

（）

安否確認

応急処置・救護

避難

脅威が発生

BCP発動

危険

対策本部が設置され次第、初動・復旧対応における現状を報告

（初動・復旧対応手順書→事業継続計画書）

図表1　初動対応フロー図

**２．１　非常招集**

就業時間外対応

　　就業時間外にBCPの発動基準（図表2を参照）を満たす脅威が発生し、当社に被害が及んでいる可能性が考えられる場合、「BCP-02-01\_非常招集メンバー一覧表」に記載されている非常招集メンバーは、公共交通機関の状況を把握した後、可能な限り速やかに出社すること。（可能であればメンバー間で連絡を取り合い、情報共有をした上で行動を開始し、出社にあたっては二次災害などに巻き込まれないよう、身体防護に留意すること）

図表2　BCPの発動基準

|  |  |
| --- | --- |
| 脅威種別 | 発動条件 |
| 地震 | 当社所在地（東大阪市）において、“震度5弱”以上の地震が観測された場合 |
| その他 | その他の脅威の発生により、当社の社屋が甚大な被害を受け、復旧の目処が立たない場合 |

## **２．２　安全確認及び避難**

就業時間内対応

業時間内にBCPの発動基準（図表2を参照）を満たす脅威が発生した場合、業務継続責任者（「BCP-01\_事業継続計画書」を参照、不在の場合は業務継続副責任者）より指示を受けた従業員が、「BCP-02-02\_被災状況確認チェックシート」を用いて、安全確認ならびに業務の継続に必要な設備や情報システムなどの被災状況を確認し、その結果を業務継続責任者に報告する。報告を受けた業務継続責任者は応急処置の必要性を判断し、従業員に指示を行う（“2.4　応急処置及び救護”を参照）。

なお、二次災害など、更なる脅威が発生する可能性があり、本社内に留まることが危険だと考えられる場合は、「BCP-02-03\_非常時資産持出一覧表」を用いて、事前に定められた物品及び情報（本手順書で使用する各種BCP様式など）を持ち出し、会社前にある駐車場へ、その後避難所である新喜多中学校（図表3を参照）へ速やかに避難すること。

 就業時間外対応

　　非常招集により出社した非常招集メンバーは「BCP-02-02\_被災状況確認チェックシート」を用いて、安全確認ならびに業務の継続に必要な設備機器や情報システムなどの被災状況を確認するとともに応急処置の必要性を判断し、応急処置を行う（“2.4　応急処置及び救護”を参照）。なお、二次災害など、更なる脅威が発生する可能性があり、本社内に留まることが危険だと考えられる場合は、「BCP-02-03\_非常時資産持出一覧表」を用いて、事前に定められた物品及び情報（本手順書で使用する各種BCP様式など）を持ち出し、自治体指定の避難所である新喜多中学校（図表3を参照）へ速やかに避難すること。

図表3　避難経路図：当社~新喜多中学校　距離：500m、時間：7分



## **２．３　安否確認**

就業時間内対応

　　社内対応責任者（BCP-01\_事業継続計画書」を参照、不在の場合は社内対応副責任者）は、「BCP-02-04\_安否確認一覧表」を用いて、従業者の安否確認（避難した場合は避難場所にて）を行う。なお、外出中・出張中の従業員の安否確認も忘れずに行うと共に、来訪者が社内にいた場合は、来訪者の安否確認も合わせて行うこと。

 就業時間外対応

　　就業時間外においては、下記の安否確認手段を用いて、従業者の安否確認を行う。

（１）電話連絡ならびに電子メールによる安否確認

①社内対応責任者は「BCP-02-04\_安否確認一覧表」を用いて、電話連絡ならびに電子メールによって従業者の安否確認を実施し、「BCP-02-04\_安否確認一覧表」に取りまとめること。

②まず始めに社内対応責任者と社内対応副責任者が相互に連絡をとり、社内対応責任者が安否不明の場合は社内対応副責任者が安否確認を実施すること。

（２）災害用伝言ダイヤルによる安否確認

従業員ｓは社内対応責任者もしくは社内対応副責任者からの安否確認連絡が無く、自身の安否情報を伝達することができない場合、災害用伝言ダイヤル（図表4を参照）を利用し、安否情報を録音すること。なお、伝言を再生した社内対応責任者ならびに社内対応副責任者は安否情報を「BCP-02-04\_安否確認一覧表」に取りまとめること。

図表4　災害用伝言ダイヤル使用手順

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 操作手順 | 伝言の録音 | 伝言の再生 |
| ① | 171をダイヤル | 171 |
| ② | 録音または再生を選ぶ | 「ガイダンス」こちらは災害用伝言ダイヤルです。録音される方は「1」再生される方は「2」をダイヤルして下さい。※「3」「4」は、暗証番号の設定なので、使用しないこと。 |
| 1 | 2 |
| ③ | 電話番号を入力する | 「ガイダンス」被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 |
| 携帯電話・PHS・IP電話の番号も使用可能06-6789-553106-6789-5536 |
| 伝言ダイヤルセンターに接続します。 |
| ④ | 伝言の録音伝言の再生 | 「ガイダンス」電話番号XX-XXXX-XXXX（③で入力された番号がアナウンスされる）の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」を押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合は、もう一度お掛け直し下さい。 |
| ダイヤル式 | プッシュ式 |
| （ガイダンスが流れるまでお待ち下さい） |
| 「ガイダンス」伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話し下さい。お話しが終わりましたら、数字の「9」を押して下さい。 | 「ガイダンス」新しい伝言からお伝えします。 |
| 伝言の録音 | 伝言の再生 |
| （ガイダンスが流れるまでお待ち下さい） | 「ガイダンス」お伝えする伝言は以上です。 |
| 「ガイダンス」伝言をお預かりしました。 |
| ⑤ | 終了 | 自動で終話します。 |

＜注意点＞

災害用伝言ダイヤルは、伝言の録音可能件数（1～20件／1番号）がサービス提供時に決定される。なお、件数が一杯になった場合は古いものから削除され、新しい伝言が録音されるため、注意すること。

## **２．４　応急処置及び救護・救助**

就業時間内対応

（１）応急処置

業務継続責任者は安全確認ならびに業務の継続に必要な設備機器や情報システムなどの被災状況の確認（“2.2 安全確認及び避難”を参照）の結果、「BCP-02-02\_被災状況確認チェックシート」内の“NG”となった項目について、応急処置を実施するよう、従業員に指示を行うこと。

なお、応急処置の指示を受けた従業者は「BCP-02-02\_被災状況確認チェックシート」に記載されている応急処置手順に従い、応急処置を行うこと。

（２）救護ならびに救助

社内対応責任者は、安全確認ならびに安否確認の結果、負傷者が発見された場合、安全かつ避難の妨げにならない場所を確保して負傷者を搬送し、「BCP-02-05\_救護・救助物品一覧表」に記載されている救護物品を用いて、救護活動を行うよう従業者に指示するとともに、「BCP-02-06\_緊急通報・連絡先一覧表」に記載されている消防署もしくは医療機関へ連絡を行い、救急出動ならびに負傷者受入の可否について、依頼もしくは確認を行うこと。

なお、従業員が瓦礫の下敷きになるなど緊急性が高く、公的な救助活動が見込めない場合は、社内対応責任者の指示により、「BCP-02-05\_救護・救助物品一覧表」に記載されている救助物品を用いて、救助活動を行うこと。

但し、二次災害の危険を考慮し、必ず複数人でチームを組み、十分な身体防護対策をとったうえで救助活動を実施すること。

 就業時間外対応

（１）応急処置

非常招集メンバーは安全確認ならびに業務の継続に必要な設備機器や情報システムなどの被災状況の確認（“2.2 安全確認及び避難”を参照）の結果、「BCP-02-02\_被災状況確認チェックシート」内の“NG”となった項目については、「BCP-02-02\_被災状況確認チェックシート」に記載されている応急処置手順に従い、応急処置を行うこと。

（２）救護ならびに救助

　　非常招集メンバーは、安全確認の結果、負傷者が発見された場合、安全かつ避難の妨げにならない場所を確保して負傷者を搬送し、「BCP-02-05\_救護・救助物品一覧表」に記載されている救護物品を用いて、救護活動を行うとともに、「BCP-02-06\_緊急通報・連絡先一覧表」に記載されている消防署もしくは医療機関へ連絡を行い、救急出動ならびに負傷者受入の可否について、依頼もしくは確認を行うこと。

なお、従業者が瓦礫の下敷きになるなど緊急性が高く、公的な救助活動が見込めない場合は、「BCP-02-05\_救護・救助物品一覧表」に記載されている救助物品を用いて、救助活動を行うこと。

但し、二次災害の危険を考慮し、可能な限り複数人でチームを組み、十分な身体防護対策をとったうえで救助活動を実施すること。

# **３．対策本部への報告**

　この初動・復旧対応手順書に基づく対応を2018年4月21日から施行する。